

平成30年第9回刈谷市教育委員会定例会会議録

1 日 時 平成30年9月28日（金） 午後3時30分

2 場 所 刈谷市役所 7階 701会議室

3 議事日程

第1議事 前回会議録の承認について

第2議事 教育長報告

第3議事 議案第24号 刈谷市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について

第4議事 部課長報告

各課定例報告

平成30年9月議会一般質問、市民文教委員会質問事項報告

北部生涯学習センター内のレストラン「和田ful（わんだふる）」による食中毒発生について

4 出席委員

教 育 長	太 田 武 司
委 員	池 田 裕 幸
(教育長職務代理者)	
委 員	神 谷 修
委 員	畠 留 美
委 員	石 田 芳 加

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	長谷川 文 成
教 育 総 務 課 長	加 藤 直 樹
学 校 教 育 課 長	木 野 昌 孝
生 涯 学 習 課 長	鷹 羽 和 久
ス ポ ー ツ 課 長	加 藤 幹 雄
子ども育成監兼子ども課長	竹 谷 憲 人
教 育 総 務 課 総 務 係 長	神 谷 友 理
教育総務課総務係主事（書記）	野 尻 真 未

6 欠席者

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	高 野 洋
-------------------	-------

7 傍聴人

1名

開会宣言

会議開始時間 午後3時30分

=====

教育長：議事に入ります前に、皆様にご報告がございます。３期１２年、教育委員を務められた神谷修様が、この度、地方教育行政にご尽力された長年のご功績が認められ、文部科学省より、「平成３０年度地方教育行政功労者表彰」を受けることが決定いたしましたので、この場をお借りして、ご報告させていただきます。誠にありがとうございます。１０月１２日に、文部科学省講堂にて表彰状授与式が開催されますので、神谷委員にはぜひご出席いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

=====

【第１議事】

教育長：第１議事 前回会議録の承認について上程

教育総務課総務係長：前回定例会の会議録について訂正が無い旨を報告

教育長：第１議事について質疑を許可

===== 質疑なし ===== 第１議事 ===== 承認 =====

【第２議事】

教育長：第２議事 教育長報告について上程

教育長報告

- 8／23 ・議会運営委員会
- ・定例記者会見
- 24 ・三河教育懇談会
- 25 ・スクールコンサート
- 26 ・刈谷国際音楽コンクール授賞式・受賞者記念コンサート
- ・野田雨乞笠おどり大会
- 31 ・市民大学講座
- 9／2 ・市民文化祭芸能発表会
- 5 ・本会議
- 6 ・カキツバタ除草ボランティア激励
- ・本会議
- 7 ・本会議
- 9 ・第６６回全国選抜大学・実業団相撲刈谷大会
- 10 ・刈谷商工会議所女性会・青年部合同講演会
- 14 ・市民文教委員会
- 15 ・第３７回愛知県特別支援学校知的障害者陸上競技会
- 16 ・敬老会（野田地区）
- 18 ・幼稚園訪問（朝日幼稚園）
- 20 ・歴史博物館見学会
- 21 ・第７３回国民体育大会刈谷市出場選手壮行会

- 2 2 ・在名古屋ブラジル総領事館教育フェア
- ・第7回スペシャルオリンピックス日本夏季ナショナルゲーム愛知開会式
- 2 3 ・刈谷知立日本中国友好協会お月見会
- 2 5 ・秋の全国交通安全運動

教育長：第2議事について質疑を許可

学校教育課長：明日、9月29日に小学校15校で運動会を予定しておりましたが、雨で中止の場合は授業となります。したがって、その振替となる10月1日は休みとなります。運動会の予備日は各学校で異なりますが、9月30日が予備日となっている学校は、台風で休校になった場合、振替休日はなくなりませんので、10月2日も休みとなります。9月30日以外が予備日となっている学校は、10月2日に振替休日はございません。学校ごとに対応が異なりますので、誤解のないようお願いいたします。

教育長：祭礼などの地域ごとの催しものがあるので、学校ごとに運動会の日程や対応が異なってしまうことをご承知おきください。

学校教育課長：明日の運動会の開催について、一部の学校ではすでに中止の連絡をしています。明日、開催の可否について連絡をする学校もございますので、よろしくお願いいたします。

教育長：台風の影響もありまして、延期になる学校がほとんどになるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

第2議事

承認

【第3議事：議案第24号】

教育長：第3議事 議案第24号 刈谷市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について上程

子ども育成監兼子ども課長：議案第24号 刈谷市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正について説明

教育長：議案第24号について質疑を許可

教育長：指定都市以外の市町村の人の税率が変更される、されないというのはどういふことでしょうか。

子ども育成監兼子ども課長：例えば、6月の保育料を算出するときに、昨年の税額を適応します。指定都市である名古屋市から刈谷市に引っ越し、6月に刈谷市の園に入園した場合、前年の所得を考慮します。前年は名古屋市に住んでおり、前年の税額が適応されることから、引っ越し先の刈谷市でも8%の税率となるというのが改正前のものでした。しかし、同じ所得でも、指定都市から指定都市以外に引っ越した人と、指定都市以外に住み続けている人との負担額に差が出てしまいます。そうしま

すと不公平が生じますので、今回の改正により名古屋市から刈谷市に引っ越した場合、6%の税率になるということでございます。

神谷委員：この改正というのは、不公平を是正するために行われたのだと思いますが、すべての人に対して、公平感があるものなのでしょうか。

子ども育成監兼子ども課長：税制上の制度の中に、寡婦控除というものがございます。保育料は、住民税の所得割額に応じた階層別に定まっております、これまでは、結婚をし、離婚や死別などの様々な理由で一人親になった人は支援を受けられて、未婚の一人親の場合は支援を受けることができませんでした。両者とも同じように一人親で子育てをしているにも関わらず、婚姻歴の有無で格差があるのはなぜかという声は以前から上がっていました。その中で今回の改正は、両者とも支援を受けられるので、保育料に関しては公平になるものだと思います。

教育長：内縁関係はどうなるのでしょうか。

子ども育成監兼子ども課長：事実婚等は認定次第です。子ども課で調べ、認定を行います。

神谷委員：すべての人に均等に支援をすることが公平なのか、ハンディを背負った人を支援することが公平なのか、本当の意味での公平・不公平とは何かを考えなければならぬと思います。もう一つ質問ですが、将来的に保育料は無償化されるのでしょうか。

子ども育成監兼子ども課長：保育料無償化の状況は変わっておりません。市では来年10月からの消費税増税に伴い、無償化をするのではないかと考えておりますが詳細は確定しておりません。

教育長：このような現状をふまえ、刈谷市立幼稚園保育料徴収条例施行規則の一部改正がありましたことをご承知していただきますようお願いいたします。

===== 第3議事 議案第24号 議決 =====

【第4議事：部課長報告】

教育長：第4議事 部課長報告のうち、各課定例報告について上程

教育総務課長：10月分給食献立について説明

学校教育課長：9月1日現在の児童・生徒数について説明

10月分行事予定について説明

生涯学習課長：8月分生涯学習関係施設利用状況について説明

8月分市民休暇村客室等稼働状況について説明

8月分総合文化センター、図書館の利用状況について説明

総合文化センターの今後の予定案内

スポーツ課長：8月分体育施設使用状況について説明

10月分行事予定について説明

教育長：第4議事 部課長報告のうち、各課定例報告について質疑を許可

畠委員：新聞で、先日の台風２１号により刈谷市の教育施設が被害を受けたという記事を読みました。具体的にどのような被害があったのでしょうか。

教育総務課長：倒木の被害が多くありました。住吉小学校では２本の大きな木が倒れました。また強風でしたので、雨が窓の隙間から室内に入ってしまうこともございました。平成小学校では、体育館の屋根の一部が吹き飛びました。早急に対応を終え、授業等に影響はございません。

教育長：住吉小学校の２本の木は、北側で１本、幼稚園と小学校の間にある１本で、これらの木が倒れました。けが人がいなくて良かったです。

生涯学習課長：生涯学習課関係施設では、北部生涯学習センターで倒木がありました。その倒れた木により、フェンスが曲がりました。また、市民館の自転車置き場の屋根の一部、市民センターのカーポートの屋根の一部が飛んだという事例が出ております。

スポーツ課長：スポーツ施設では、住吉テニスコートのフェンスが４５度ほど傾いたことと、グリーングラウンドのサッカー場にある、屋根がついたベンチの一部が剥がれました。

教育長：市全体で一番大きな被害を受けたところはどこでしょうか。

教育部長：街路樹が倒れたことと住吉小学校の倒木ではないかと思います。

石田委員：衣浦小学校でも倒木がありました。

畠委員：風がとても強かったので、けが人がなくて良かったです。

石田委員：１０月、１１月と学校訪問があります。学校訪問へ行くと、給食を食べるか食べないかを選択できると思いますが、給食を食べる場合、その学校の児童・生徒らと一緒に給食を食べることはできますでしょうか。

学校教育課：ご希望がございましたら、校長と相談させていただき、子どもたちと一緒に給食を食べられるようにしたいと思います。

神谷委員：学校の行事予定を見ますと、いくつかの小学校で修学旅行があると思います。その中で、土日に修学旅行のある学校もあります。土日に観光地に行くと混むことが予想されます。そのため、土日は避けた方が良いのではと思う反面、日程調整も難しいかもしれません。土日に修学旅行がありますと、その振替は、月・火曜になると思います。そうすると働く親御さんも大変かと思います。そのあたりの裁量は各学校におまかせしているのでしょうか。

学校教育課長：はい、各学校の判断にまかせております。ご指摘のとおり、休日に修学旅行等の行事があるという学校もございます。刈谷市では、小中学校の修学旅行を１つの旅行会社をお願いをしています。予約等の兼ね合いもございまして、休日になってしまう場合もあります。このようなご意見がありましたことを各学校長に伝えさせていただきます。

教育長：小学校の修学旅行先は、原則、奈良・京都となっています。そうすると、全国の修学旅行生が訪れるので、泊まる宿に限りがあります。一般のお客さんは、休日は料金が高いので、避ける傾向にあるかと思います。そのため、宿を確保しやすいこ

とから、休日をはさむ場合もあります。また、帰りの交通の便なども考えています。できるだけ、土日と重ならないようにしていますが、なかなか日程調整は難しいのが現実です。学校の方へも一度お話をしてみます。

神谷委員：市民休暇村はお昼だけの利用ができるということを広く PR しても良いかと思いますが、そういったことはご検討されていますか。

生涯学習課長：休暇村の昼食時には従業員の数を少なくしており、昼食時に多くの予約が入りますと、従業員を確保し、対応しております。そのような需要が多くありそうでしたら検討したいと思います。普段でも、数名の従業員はおりますので、カレーやカツ丼、そばなどの単品のお料理でしたら提供しております。

石田委員：部活動についてですが、刈谷市では部活動をなくす方向ではないという認識でよろしいでしょうか。

学校教育課長：部活動をなくすという動きはございません。教育委員会として部活動は価値のある活動だと評価しています。また子どもたちの心身の成長にとって必要な活動であると思っております。しかし、子どもの健康管理を考えますと、過度な練習は是正するべきだと思っております。今日も校長会があり、教育長の方から、校長に確認してきたところですが、部活動の朝練習をなくすことについては教員の働き方改革という面がないとは言えませんが、それが一番の目的ではなく、子どもの健康管理を行うことが一番の目的でございます。

石田委員：9月4日ごろに愛知県から部活動ガイドラインが出たと思いますが、刈谷市もそれに準じていくということでしょうか。

学校教育課長：国、県から部活動ガイドラインが出ましたが、今すぐに市で新しくガイドラインを出すつもりはございません。子どもたちのやる気や成長面をよく考えて、検討しながら進めていきたいと思っております。

石田委員：現在小学6年生で、来年中学1年生になる保護者の方から聞いたお話ですが、子どもが来年、部活動かクラブチームのどちらに入るかを悩んでいるそうです。クラブチームの体験に行ったときに、クラブチームの方から刈谷市は近々部活がなくなるから、という勧誘をされ、部活動がなくなるのではないかと不安に思ったそうです。このように不安に思っている保護者の方がいましたら、刈谷市では、部活動がなくなるといった動きはないということを伝えたいと思っております。

学校教育課長：はい、お願いします。

教育長：第4議事 平成30年9月議会一般質問、市民文教委員会質問事項報告について
上程

教育総務課長：学校等の危険なコンクリートブロック塀の耐震診断について（一般質問 新村健治議員）の答弁内容について説明

学校教育課長：（所管）小中学校の荷物の軽減について（市民文教委員会 白土美恵子委員）の答弁内容について説明

生涯学習課長：刈谷市子ども・若者支援地域協議会について（一般質問 星野雅春議員）
の答弁内容について説明

スポーツ課長：スポーツ施設の充実について（一般質問 中嶋祥元議員）の答弁内容について説明

教育長：第4議事 平成29年9月議会一般質問、市民文教委員会質問事項報告について
質疑を許可

生涯学習課長：北部生涯学習センター内のレストラン「和田ful（わんだふる）」で食中毒がありましたことをご報告させていただきます。9月14日から16日まで福井県あわら市カヌー協会の選手らが洲原ロッジに宿泊をしました。9月15日の夕食の仕出し弁当を食べた33人のうち28人が食中毒の症状を訴えました。愛知県が調査に入りましたところ、ウェルシュ菌が原因とのことです。レストランは、9月19日に営業禁止処分を受け、21日に解除されています。現在は通常の営業をしております。解除までの期間が比較的短かったことには、店舗の従業員の中に保菌者がいなかったことと、洗浄・清掃がなされていたこと、9月17日から営業を自粛していたことが考えられます。

神谷委員：どの程度の症状でしょうか。

生涯学習課長：詳しいことは分かりませんが、軽度な腹痛や下痢かと思います。28人のうち7人が病院にかかったと聞いております。入院した人はいませんでした。

池田委員：詳しい原因などは分かりますか。

生涯学習課長：ウェルシュ菌です。よくテレビなどで耳にするのは、カレーやシチューなどをつくり、冷えてしまった後、かき混ぜずに放置したまま温め直したときに繁殖する、食中毒の原因となる菌です。今回、どの料理からのものかは分かっておりません。

石田委員：作った料理を保管しておかなくて良かったのでしょうか。

生涯学習課長：給食センターなどでは、作ったものを保管しておく義務があるのですが、一般のレストランでは、そのような規定はないかと思います。このレストランは市が場所を貸しているだけで、市の事業としてやっているというものではありませんが、このようなことがあったことをご報告させていただきます。

教育長：先ほどの部活動の話に戻りますが、クラブチームで石田委員さんがおっしゃったような勧誘の仕方をしているところがあると知りました。教育委員会の考えとして、部活動に関しては、子どもたちの心身の成長に必要な活動であると認識しており、今後も続けていきたいと思っています。子どもたちがやりたいと思っていることをやらせていきたいと思っています。しかし、平日の部活動の時間を小学生は2時間、中学生は3時間、高校生は4時間とスポーツ庁の出すガイドラインで決められているので、この時間は守っていききたいと思います。長時間の部活動は身体にも影響を及ぼします。この時間は科学的に証明されているものですので、今後は時間を効率的に使った部活動を行う必要があると思います。いずれにせよ、教育委員会として

は、部活動は続けていく所存ですので、ご承知おきください。

石田委員：過重な荷物は体格の小柄な子にとって、とても大変だという話を保護者から聞きます。昨年から、このことについて各学校で取り組んでくださっていると思いますが、さらに検討していただけるとありがたいです。

神谷委員：クラブチームの勧誘のお話を聞き、ある野球部の中学校の顧問の先生が小学校のクラブチームを回り、勧誘した活発な先生がいたことを思い出しました。また、夏の大会で、中学３年生が数名しかいないにも関わらず、１勝することができた部活動がありまして、その保護者が泣いて喜んだというエピソードも聞いています。先生方も大変かと思いますが、このような部活動の素敵なエピソードもあるということでご紹介をさせていただきました。

教育長：ありがとうございました。

===== 第４議事 部課長報告 承認 =====

教育長：全体を通して質疑を許可

教育長：事務局連絡事項を許可

教育総務課総務係長：次回教育委員会定例会の日程等について確認

教育長：以上をもちまして、平成３０年第９回教育委員会定例会をすべて終了いたします。

会議閉会時間

午後４時５３分

教 育 長